

いちじあず ほいく あんない 一時預かり保育のご案内

令和7年4月

土渕保育園では、保護者の方の就労や就学、病気、怪我、その他家庭での保育が、緊急・一時的に難しい場合に、必要な期間利用できる一時預かり保育を実施します。

項目	内容	
対象児	市内在住の5か月～就学前の児童で保育の必要な児童 原則、保育所等に通われていないお子さん	
利用区分	非定型的保育 保護者の就労や就学などを行っている場合(原則週3日まで)	緊急・一時保育 ・保護者が週1日程度の就労や就学などを行っている場合(週1日程度) ・保護者が傷病、入院などの場合(週1日程度または同一个月内で連続して14日まで) ・保護者が育児などに伴う心理的・肉体的負担の解消などを図る必要があると認められた場合(週1日程度または同一个月内で連続して14日まで)
定員	一日あたり10人(この内1歳未満児の利用は、原則2人まで)	
利用日時	月曜日～金曜日の8:30～17:00(国民の祝日 年末年始は除く)	
利用料金	1歳未満児 2,900円/1日 3歳未満児 2,500円/1日 3歳以上児 1,500円/1日	
給食・おやつをご利用の場合は、別途1日300円が必要となります。		
※上記の年齢区分は4月1日の満年齢によります。ただし、1歳未満児については1歳の誕生日の前日まで。 ※利用料金はご家庭の状況に応じて、減免の制度もあります。		
申し込み方法  土渕保育園 一時預かり事業 ホームページ	<p>【申込開始日】</p> <p>令和7年7月～9月の利用 ⇒ 5月1日(木) 9:00～17:00 令和7年10月～12月の利用 ⇒ 8月1日(金) 9:00～17:00 令和8年1月～3月の利用 ⇒ 11月4日(火) 9:00～17:00 令和8年4月～6月の利用 ⇒ 2月2日(月) 9:00～17:00</p> <p>* 申込や抽選は一時預かり保育開所日(平日)に行います(土日祝日除く)。</p> <p>※ 申込開始日初日は電話・来所での受付は行いません。</p> <p>申込開始日初日に申し込まれた方の中で、抽選で受付順番を決め、早い番号の方から順に利用希望日を確認・調整後メールにて返信し、仮予約申込み手続きをします。</p> <p>○ 2日自以降は、電話、または直接来所して、お申込みください。</p> <p>初日に申し込まれた方の抽選順位の後に、2日自以降に申し込まれた方の順番となります。</p> <p>利用希望者が多かった場合、申込み初日で満員となることもありますので、ご了承ください。</p> <p>お申込みの前に必ず、ホームページで内容のご確認をお願いいたします。</p> <p>URL: https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000167310.html</p> <p>利用日が決まったら ⇒ 【土渕保育園一時預かり事業ホームページ】から利用登録と利用申請をお願いします。</p>	

利用の流れ

1 登録・申し込み

初めての利用の前に、基本情報を登録します。(入力フォームにて登録できます。利用日が決まってからの登録も可能です。) 新規登録 URL : <https://logofom.jp/form/FUQz/634301>
 利用の申し込みは、電話または来所をお願いします。(申込開始日初日のみ初日専用入力フォームでの申し込みとなります。)



「新規登録」
入力フォーム

2 面談

初回の利用の前に面談を行います。必要書類を持参の上、お子さんと一緒に保育園に来所していただき、書類の確認とお子さんの様子についてお聞きします。下記の【必要書類について】をご参照ください。

3 利用日の確認(仮予約)及び利用申請

申込み開始日以降であれば、仮予約ができます。
 利用日が決まりましたら、入力フォームから利用申請をしてください。



「利用申請」
入力フォーム

利用申請 URL : <https://logofom.jp/form/FUQz/634297>

4 利用承認

利用申請後、利用日が決定した場合、「一時預かり事業利用承認通知書(第3号様式)」をお渡しします。
 利用承認後の利用取消は、「一時預かり事業利用取消申請書(第5号様式)」を提出してください。

5 利用料金の支払い

- 非定型的保育…「納入通知書にて金融機関での支払い」「利用当日に窓口で現金またはキャッシュレス決済支払い」のどちらかを申請時に選択してください。
- 緊急・一時保育…利用当日、利用日ごとに現金またはキャッシュレス決済でお支払いください。
 *利用可能なキャッシュレス決済については、保育園にお問い合わせください。

【必要書類について】

		非定型	緊急・一時
【I】 面談時 必要書類	緊急連絡票	○	○
	保険証・小児(乳幼児)医療証のコピー	○	○
	母子手帳	○	○
	一時預かり保育食事・健康状態記録票		○
	健康診断書	○	
	就労・就学証明書(自営の場合は自営を証明するもの)	○	
【II】 減免の 対象と 必要書類	① 生活保護受給世帯の場合 「生活保護受給証明書」		
	② 市民税非課税世帯の場合 「同一世帯保護者全員分の市民税非課税証明書」		
	③ 年収360万円未満世帯の場合 「同一世帯保護者全員分の市民税課税額証明書」もしくは「市民税非課税証明書」		
	④ 里親に委託されている児童の場合 「児童委託証明書」		
	⑤ 児童扶養手当受給世帯(ひとり親世帯)の場合 「児童扶養手当証明書」		
	⑥ ・第3子以降の児童 ・多胎児童 ・兄弟姉妹の第2子児童	「住民票の写しなど、利用児童が同一世帯と証明できる書類」	

【申し込み・問い合わせ先】 土淵保育園

電話 : 044-933-8951

受付時間 : 平日9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く月曜日~金曜日)

住所 : 多摩区生田2-14-5 (中野島駅から徒歩15分・市バス 東土淵バス停から徒歩3分)